

## 措置の通知書

青市監報告第 252 号関係分

総務部

指摘事項	措置状況
<p><b>【人事課】</b></p> <p>□ 郵券受払簿が、青森市公金取扱いに関する運用指針に基づいて、適正に作成、決裁されていなかった。</p> <p>&lt;青森市公金取扱いに関する運用指針&gt;</p>	<p>□ 切手を使用しようとして払出しを受けたものの、結果的に使用せず、切手を返却した際に郵券受払簿を是正しなかったことにより、郵券受払簿と切手の残枚数が合致しなかったものです。</p> <p>これは、担当者の不注意のほか、毎月の使用状況や残枚数の確認が不十分であったことや、使用実績のない切手についても毎月の確認を行っていなかったことから生じたものであり、今後は切手の使用の有無にかかわらず、毎月、複数人で使用状況及び残枚数を確認することを徹底してまいります。</p>
<p><b>【管財課】</b></p> <p>□ 郵券受払簿が、青森市公金取扱いに関する運用指針に基づいて、適正に作成、決裁されていなかった。</p> <p>&lt;青森市公金取扱いに関する運用指針&gt;</p>	<p>□ 財産区に係る事務連絡のため、80 円切手、10 円切手及び 2 円切手をそれぞれ複数枚使用した際、その一部について、郵券受払簿への記載を失念し、郵券受払簿と切手の残枚数が合致しないまま、月締めの決裁を行ったものです。</p> <p>これらは、担当者の不注意のほか、毎月の使用状況及び残枚数の確認が不十分であったことや、使用実績のない切手に</p>

(別紙)

ついても毎月の確認を行っていなかったことから生じたものであり、今後は切手の使用の有無にかかわらず、毎月、複数人で使用状況及び残枚数を確認することを徹底してまいります。

## 措置の通知書

青市監報告第 252 号関係分

農林水産部

指摘事項	措置状況
<p>【あおもり産品支援課】</p> <p>□ 自動販売機の電気使用料について、不適切な請求方法となっている。</p>	<p>□ 現在締結している、自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する契約書において、電気使用料は、毎月計算し、速やかに借主に納入通知書を送付することとされていますが、担当者の認識不足により、平成 29 年度まで行政財産使用許可により使用させていた際の請求方法を踏襲し、借主と協議の上、上半期と下半期の年 2 回にまとめて納入通知書を送付していました。</p> <p>当該内容について、速やかに借主に説明し、毎月請求することとしました。</p> <p>今後は同様の事例が発生しないよう、契約内容の遵守の徹底、複数職員によるチェック体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。</p>
<p>【農地林務課】</p> <p>□ 契約事務において、契約者名の誤記載や誤認による複数契約をまとめた決裁といった不適正な事務手続となっていた。</p>	<p>□ 今回問題点となった 2 件の契約書の契約者名を青森市長名としていなかったことについては、契約書作成の際の担当者等の確認不足によるものです。</p> <p>また、「戸山地区暗渠清掃業務委託」の業務の中に「収集・運搬」及び「産業廃</p>

	<p>「棄物処理」が含まれていますが、請負業者からそれぞれの契約が必要であると提出されたため、「戸山地区暗渠清掃業務委託」の決裁と併せて処理を行いました。</p> <p>ご指摘の 2 件の委託業務は「戸山地区暗渠清掃業務委託」内の業務との認識であったため、改めての決裁が不要と勘違いしていました。</p> <p>今回の問題点を課内全職員に周知したほか、今後は同様の事案が発生しないよう、書類作成の際には、記載内容の複数職員によるチェック体制及び契約の適正処理について強化を図り、再発防止に努めてまいります。</p> <p>【水産振興センター】</p> <p>□ 修繕工事において、引渡し前に契約保証金の払出命令書を決裁していた。</p> <p>&lt;青森市財務規則第 135 条第 1 項&gt;</p> <p>□ 本件については、青森市財務規則施行マニュアルに基づく検査所管課の確認不足が原因であることから、青森市財務規則及び青森市財務規則施行マニュアル等の確認を徹底し、適正な事務処理を行うよう全職員に周知しました。今後は同様の事案が発生しないよう複数職員によるチェック体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。</p>
--	---

## 措置の通知書

青市監報告第 252 号関係分

浪岡振興部

指摘事項	措置状況
<p>【健康福祉課】</p> <p>□ 年度末に不要不急の切手を購入していました。</p>	<p>□ 年度末に購入した切手の一部は、4月開催の保健協力員総会開催案内及びその出席確認のためのものであり、新年度の購入手続きでは間に合わないため、この時期に購入したものです。</p> <p>しかしながら、本来、新年度に購入すべきであった 6 月までの使用見込み分の切手もこれと合わせて購入したことから、高額かつ不適切な時期の支出となったものです。</p> <p>今後は、翌年度使用分を前倒しで購入することなく、事業や事務の実施スケジュールに合わせて適切な時期に必要な金額の切手を購入するよう管理を徹底します。</p>